

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託 仕様書

1. 件名

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託

2. 履行場所

大相模調節池及び周辺（越谷市レイクタウンニ丁目地内）

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月14日まで

4. 目的

本事業は、埼玉県 Next 川の再生「水辺 de ベンチャーチャレンジ」に登録された「元荒川／大相模調節池 水辺 de ベンチャー計画」と連携し、水辺周辺で、創業希望者をはじめ、地域住民、市内事業者等と共に地域課題の解決に取り組む創業支援事業を展開することで、地域に関わるプレイヤーの育成および創業者の輩出に結び付けることや、プレイヤー等がまちづくりに取り組む仕組みづくりを推進することを目的とする。

5. 業務内容

創業希望者をはじめ、市内事業者、地域住民、学生などを対象に、「水辺」、「DX」、「地域人材」、「アントレプレナーシップ」を掛け合わせ、地域課題の解決に取り組む創業支援事業として、以下の事業を実施する。

(1) 講座の企画・実施

デジタルマーケティングを含め「DX」に関連するスキル等を学びながら、創業支援及びまちづくりに繋がる講座を企画、実施する。

① 回数・時間

連続講座として、原則4回以上実施し、各回2～3時間程度とする。なお、回数等は、発注者との協議の上変更することも可とする。

② 内容（構成）

地域課題の解決に繋がる創業支援、まちづくり講座とするほか、講座の中で、参加者と一つのイベント等を企画し、当該イベント等の開催に向けて、受講者が実際にデジタルマーケティング等を実践し、効果検証までを行える構成とする。

*地域課題の解決方法(例)：地消地産、女性の活躍、コミュニティビジネス、副業、週末ワーケーション、STEAM教育・探求教育など

③ 対象者及び参加人数

対象者は、創業希望者を中心に、市内事業者、創業やまちづくりに関心のある地域住民、学生を含めた幅広い層とし、参加人数は20名程度とする。

(2) イベント等の企画・実施

(1)の講座で企画したイベント等を1回実施する。イベント等は地域住民や市内事業者等を広く巻き込む参加型のものとする。

(3) 「水辺の創業サロン」の企画・実施

創業希望者をはじめ、地域住民、市内事業者、学生等が一堂に会し、「出会い」、「交流」、「挑戦」、「新たな価値」が生み出されることを目的に、アイデアやノウハウ等を共有し、繋がる場となるサロンを企画・実施する。

① 回数・日時

原則3回以上実施し、各回2時間程度とする。なお、回数等は、発注者との協議の上変更することも可とする。

② 内容（構成）

地域課題や社会課題の解決をテーマにおき、創業、まちづくりに関して、幅広い層の参加者がアイデアや意見等を共有できる場とする。また、参加者が、地域に関わりたい、創業したい、新しいことにチャレンジしてみたい、といった意欲へ繋がられるよう、内容や構成に創意工夫を施すこと。

*地域課題の解決方法(例)：地消地産、女性の活躍、コミュニティビジネス、副業、週末ワーケーション、STEAM教育・探求教育など

③ 対象者及び参加人数

対象者は、創業希望者、市内事業者のほか、創業やまちづくりに関心のある地域住民、学生も含めた幅広い層とし、参加人数は20名程度とする。

<講座等((1)~(3))実施に係る留意点>

(ア) 会場・開催方法

会場は、水辺のまちづくり館（レイクタウン4-1-4）または大相模調節池の周辺とする。なお、水辺のまちづくり館以外とする場合は、事前に発注者に相談すること。また、会場の予約は受注者が行い、利用料は受注者負担とすること。

(イ) 申込受付

申込受付は受注者が対応すること。

(ウ) 参加料

参加料は無料とし、本講座、サロン、イベントに係る費用はすべて受注者による負担とする。

(エ) 広報活動

SNS、WEB広告、チラシ、パンフレットの配布等、いくつかの有効な媒体を組み合わせる総合的に実施し、参加者の確保に努めること。

(オ) 配布資料

講座等で使用する資料は、受注者が作成、準備し、事前に発注者と共有すること。なお、欠席者がいた場合、欠席日の内容を共有するなど適宜フォローを行うこと。

(4) アンケート等の実施

(1)～(3)の事業の参加者に対しアンケート等の実施、集計、及び本事業に関わった人の意識や行動変容の分析を行う。なお、アンケート様式は受注者にて作成し、事前に発注者へ確認すること。

(5) 事業全体の効果測定及び今後の具体的な施策の検討に関する一切の業務

事業の目的を踏まえ、実施内容の効果を検証する。さらに、次年度以降の事業の施策について、具体的な取組み内容を複数案提案するものとする。

(6) その他本業務遂行に必要な諸事務

- ① 受注者は、その他本事業のために必要な事項を実施するものとする。
- ② 受注者は、業務遂行に先立って発注者に工程表および組織体制に関する資料を提出するとともに、これを遵守し、工程に沿って事業を実施するために、最善の努力を尽くさなければならない。
- ③ 受注者は、発注者から業務に関して経過その他の報告要求があったときは、これに応じなければならない。

6. 成果品

- (1) 実施報告書【任意様式】(A4判、カラー) 1部
- (2) 本事業で収集したデータ一式
- (3) その他発注者が必要とする資料
- (4) 上記の電子データ(CD-ROM又はDVD-ROM)一式
※納品場所：越谷市環境経済部経済振興課

7. 成果品に関する責任の範囲

受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏等に起因する不備が発見された場合には、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

8. 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料及び成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

9. 成果品に係る著作権等

- (1) 受注者は、この契約により作成される成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む)を発注者に譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権の制限
 - ① 受注者は、発注者が行う次に掲げる行為を許諾するものとする。

- ・ 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること
 - ・ 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲で複製し、又は改変すること
 - ・ 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
 - ・ 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと
- ② 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の公表をしてはならないものとする。
- ③ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならないものとする。
- (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等
- ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保障するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならないものとする。
- ② 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならないものとする。

10. 留意事項

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、調査経過を必要に応じて発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上、直接又は間接的に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。
- (4) 本業務の目的遂行のためにWEBサイト等を構築した場合は、本業務終了後に次期運営受託者等が、引き続き運用・編集等できることを前提に作成するとともに、引き継ぐべき事項（アカウント、パスワード等含む）を書面にて作成し、その電子データを発注者に納入すること。本業務終了後は、一切を発注者に引き継ぎ、運用する権利を失うこととする。
- (5) 業務にあたり、担当者は複数人とする。また、企画提案書に記載した担当者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に発注者の了解を得るものとする。この場合、変更前と同等以上の者とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項、および疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

11. 問い合わせ先

越谷市 環境経済部 経済振興課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-967-4680（直通）

E-mail：keizaishinko@city.koshigaya.lg.jp